

「強い農業づくり事業の運用について」別記の一部改正〔新旧対照表〕

改正後	現 行						
<p>別記 各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項</p> <p>産地競争力の強化を目的とする取組</p> <p>1 取組の概要 事務取扱要領別表の推進事業のメニュー欄の取組の概要については、次に掲げるものとする。 (1)～(4) [略] <u>[削る]</u></p> <p>(5) 環境保全型農業の取組 [略] <u>[削る]</u></p> <p><u>[削る]</u></p> <p>(6) 家畜改良増殖の取組 [略] (7) 生乳乳製品流通の取組 [略] <u>[削る]</u></p> <p>(8) 多角的農作業コントラクター育成の取組 [略]</p> <p>2 取組の実施基準等 (1) 事業実施主体 ア～オ [略] (2) 採択要件、実施基準等 ア～ウ [略] エ 調査の実施 事務取扱要領別表の推進事業の事業内容の欄の3の「調査の実施」は、産地競争力強化の確立のために必要な農畜産物の生産状況及び消費動向調査、生産・経営技術高度化支援移動等に係る調査・分析及び診断、生産資材等の実態調査、土壌・水質の調査等を実施することができるものとする。 (ア) [略] (イ) [略] (ウ) [略] <u>[削る]</u></p> <p>オ～ク [略]</p>	<p>別記 各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項</p> <p>産地競争力の強化を目的とする取組</p> <p>1 取組の概要 事務取扱要領別表の推進事業のメニュー欄の取組の概要については、次に掲げるものとする。 (1)～(4) [略] <u>(5) 農産物販路拡大の取組</u> <u>新たに海外を含めて販路を説教的に拡大しようとする産地において、販路拡大に向けた地元の生産体制を確立するための技術実証等を推進。</u></p> <p><u>(6) 環境保全型農業の取組</u> [略]</p> <p><u>(7) 畜産生産基盤育成強化の取組</u> <u>北海道酪農・肉用牛生産近代化計画の実現のため、産地リーダーや地域の生産者集団、新規就農者等に対する重点的な生産・経営技術高度化支援指導者を推進。</u> <u>畜産経営を円滑に継承するため離農跡地を活用した新規就農を推進。</u></p> <p><u>(8) 飼料増産の取組</u> <u>自給飼料生産の普及・啓発活動等の飼料増産運動を展開するため、市町村段階における飼料増産戦略会議等の開催並びに現地指導を推進。</u> <u>単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等による飼料生産の拡大を図るため、飼料生産利用技術の確立・普及、地域の実情に応じた飼料増産に係る技術・営農実証を推進。</u></p> <p>(9) 家畜改良増殖の取組 [略] (10) 生乳乳製品流通の取組 [略] <u>(11) 食肉等流通体制整備の取組</u> <u>肉畜・鶏卵等の生産出荷動向等の調査及び予測並びに需給調整等のための指導等を推進。</u></p> <p><u>(12) 多角的農作業コントラクター育成の取組</u> [略]</p> <p>2 取組の実施基準等 (1) 事業実施主体 ア～オ [略] (2) 採択要件、実施基準等 ア～ウ [略] エ 調査の実施 事務取扱要領別表の推進事業の事業内容の欄の3の「調査の実施」は、産地競争力強化の確立のために必要な農畜産物の生産状況及び消費動向調査、生産・経営技術高度化支援移動等に係る調査・分析及び診断、生産資材等の実態調査、土壌・水質の調査等を実施することができるものとする。 (ア) [略] (イ) [略] (ウ) [略] <u>(エ) 畜産生産基盤育成強化の取組のうち生産・経営技術高度化支援指導については、畜産コンサルタント等による経営管理、生産技術等に関する支援活動により畜産経営の高度化を推進するものとする。</u> <u>なお、事務取扱要領別表の推進事業の補助率等の欄の補助率及び交付額は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1587 1822 2745 1921"> <tr> <td>生産・経営技術高度化支援に係る経費</td> <td>知事が別に定める率又は額</td> </tr> <tr> <td>1 コンサルタントの報酬及び活動に要する費用（旅費）</td> <td>10分の10以内</td> </tr> <tr> <td>2 支援活動に要する経費（報酬及び旅費を除く）</td> <td></td> </tr> </table> <p>オ～ク [略]</p>	生産・経営技術高度化支援に係る経費	知事が別に定める率又は額	1 コンサルタントの報酬及び活動に要する費用（旅費）	10分の10以内	2 支援活動に要する経費（報酬及び旅費を除く）	
生産・経営技術高度化支援に係る経費	知事が別に定める率又は額						
1 コンサルタントの報酬及び活動に要する費用（旅費）	10分の10以内						
2 支援活動に要する経費（報酬及び旅費を除く）							